

第 1 8 号 議 案

新宿区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例
の一部を改正する条例

新宿区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成 27 年新宿区条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 2 項中「第 30 条の 3」の次に「及び第 30 条の 13」を加え、同条第 3 項中「又は第 24 条第 2 項」を「、第 24 条第 2 項又は第 30 条の 18 第 2 項」に改め、「いう。）」の次に「又は乳児等支援支給認定証（法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援支給認定証をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の一部の施行による子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の改正に伴い、乳児等のための支援給付に関し正当な理由なしに報告等に係る違反行為を行った者を過料に処する必要があるため